

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第16号

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する教職員」の右に「(同項第2号に掲げる者を除く。)」を加える。

第36条第2項を削り、同条第3項表以外の部分中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第58条前段中「第26条の2」を「第26条」に改める。

別表第3短大2卒の項中「+1年」を「+2年」に改める。

別表第10を次のように改める。

別表第10 削除

別表第11小学校の項を次のように改める。

| | | |
|-------|---------------|-----------------|
| 小 学 校 | 京都市立中川小学校真弓分校 | 京都市北区真弓八幡町195番地 |
|-------|---------------|-----------------|

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)